

**令和 7 年度 村上市会計年度任用職員【保健師・助産師・看護師・歯科衛生士】
募集要項**

1 職種等

募集職種	保健師・助産師・看護師・歯科衛生士
応募資格 ※取得見込も含む	①保健師の場合は、保健師資格のある人 ②助産師の場合は、助産師資格のある人 ③看護師の場合は、看護師資格のある人 ④歯科衛生士の場合は、歯科衛生士資格のある人 ※各資格共通：普通自動車運転免許を有する人
応募方法	希望者は、指定の申込書（村上市のホームページからダウンロード可）に記入、押印のうえ、各資格免許証の写しを添えて、本庁保健医療課、健康支援室または各支所地域振興課地域福祉室へ提出してください。（土・日・祝を除く、8：30～17：15）
登録の有効期間	令和 8 年 3 月 3 1 日までを有効期間とします。
業 務 内 容	①保健師：乳幼児健診、特定健診等の問診業務、成人保健業務における家庭訪問や保健指導業務など ②助産師：妊娠、出産、育児に関する相談、訪問支援業務など ③看護師：高齢者の介護予防と保健事業の一体化事業（家庭訪問業務）など ④歯科衛生士：乳幼児健診のフッ化物応用事業や歯科保健指導、保育園、小中学校等出前講座など ※各資格共通：記録や入力作業など、簡単なパソコンの操作ができる人。
勤務条件	【報酬及び勤務時間(令和 6 年 12 月 1 日現在の金額です)】 *改定により、額が変更になることがあります。 ①保健師 日 額 1 万 2, 3 7 7 円 ②助産師 日 額 1 万 2, 3 7 7 円 ③看護師 時間額 1, 5 8 7 円 ④歯科衛生士 日 額 1 万 0, 4 9 7 円 【費用弁償(通勤手当相当)】 通勤距離が片道 2 km 以上ある場合は、通勤距離に応じて通勤費相当額(日額)を支給します。 【期末手当】 6 月期及び 12 月期に支給します。基準日(6 月 1 日、12 月 1 日)現在に在職している者で、雇用期間が 6 月以上でかつ週 30 時間以上の勤務時間の者に支給します。 【健康保険・厚生年金の適用】 ①週 30 時間以上勤務する場合で、雇用期間が 2 か月を超えて継続する方。 ②週 20 時間以上勤務する場合で、報酬月額が 8 万 8 千円以上の方(雇用が 1 年以上見込まれる場合のみ) ※上記①又は②いずれかの条件に該当する方は、健康保険・厚生年金に加入します。

	【雇用保険の適用】 週 20 時間以上勤務する場合で、31 日以上継続して雇用する方は、雇用保険に加入します。 【休暇】 ①有給休暇が、1 年間の勤務日数等に応じて最大 10 日付与され、さらに勤続年数により最大 20 日付与されます。また翌年度に 20 日を限度に繰越できます。 ②1 週間の勤務時間が 30 時間以上の方には、勤務日数に応じて夏季休暇が付与されます。
勤 務 先	保健医療課
登録者への通知	①登録者の中から選考し、面接選考を行い、雇用します。 ②欠員が生じた時に、登録者の中から選考し、面接選考を行い、雇用します。
任 期	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで 1 年間
応募期間	令和 7 年 1 月 1 5 日～令和 7 年 2 月 7 日
問い合わせ先	郵便 958-5801 村上市三之町 1－1 保健医療課 健康支援室 TEL 5 3－2 1 1 1（内線 2440）